

データ使用に関する細則

第1条

臓器移植臨床登録データの使用にあたっては、以下のようにデータの種類を区分し、その取り扱い手順を定める。

- 1) 「移植」あるいは報告書に掲載された集計結果
- 2) 氏名、固有移植施設名を消去した個別データ

なお、氏名または固有移植施設名がついた個別データはいかなる場合であっても拡大登録委員会または各臓器移植領域の集計を取り扱う学会または研究会外への提供は行わない。

第2条

「移植あるいは報告書に掲載された集計結果」については、診療・教育・啓発・研究目的で、文章、図表を原文のまま引用する場合には発表中に、出典を明らかにすれば本学会の会員、非会員を問わず、誰でも自由に引用することができる。

第3条

上記以外の目的の使用および文章、図表の変更を希望する場合については、希望者は引用許可願を申請し、拡大登録委員会はその可否を判断して引用許可を与える。

第4条

「氏名、固有移植施設名を消去した個別データ」の使用および再集計、再解析を希望する者は、所定の申請書により拡大登録委員会に使用申請をしなければならない。拡大登録委員会は、各臓器移植領域の集計を取り扱う学会または研究会と協議の上、社会的、科学的意義があると判断される申請はこれを許可し、その実費を申請者に請求する。

第5条

原則として、「氏名、固有移植施設名を消去した個別データ」の提供は、登録の実績を有し、前年の登録を完遂した施設の医師で、本学会入会后3年を経過し会費を完納しており、「使用についての遵守事項」を遵守できる申請者に限られる。また、拡大登録委員会自体が使用申請をすることができる。

第6条

拡大登録委員会はデータ使用、再集計および再解申請があった場合には速やかに審査を開始しなければならない。拡大登録委員会で行う審査による承認、各臓器移植領域の学会または研究会で行う審査による承認が得られた場合、申請されたデータの供与および解析が開始される。拡大登録委員より承諾について異議が提出された場合には、拡大登録委員会の合議により決定する。

第7条

データ使用および再集計、再解析が認められた場合には、申請者は使用についての遵守事項を守らなければならない。遵守事項に違反した場合、3年間はデータ利用申請ができない。研究発表を行った場合には、その抄録コピー1部または別刷り1部を、拡大登録委員会に提出しなければならない。

第8条

申請者によるデータの紛失、不正使用、管理不備等が発覚した場合、拡大登録委員会は速やかに研究中止を求め、データおよび作業内容についての破棄、返却を求めることができる。

第9条

学会発表した成果を論文化する場合も改めて申請する。他の施設の研究者が以前に学会発表したテーマを再び発表や論文化する場合は、5年間に限り以前の発表者に連絡の上相談し、共同提案とすることができる。この場合の連絡は、拡大登録委員会が行うが申請者が行ってもよい。

第10条

一度研究会などで発表した成果を学会発表する場合は(または逆の場合)、拡大登録委員会への報告のみで良い。複数の学会での発表は、国内と海外で認められている範囲(多くは各一度)を除き、原則として認めない(ほとんどの場合、演題応募規定がそうなっている)。また論文掲載後の学会発表も通常は認められない(論文投稿後、受理・出版までの間に学会に演題応募する場合は、この限りでない)。論文出版後班会議や演題規定を伴わない小グループで発表する場合は、引用の範囲内であれば使用申請の必要はない。公表していない結果の発表や再解析をする場合は、使用申請する。

第11条

前条までに特に定めのない事項については、拡大登録委員会が関係臓器移植学会および研究会と慎重に検討、協議の上個別に判断するものとする。

付則

令和7年1月10日施行